

NUKU森の丘こども園 重要事項説明書

＜ 2024 年 4 月 1 日 現在 ＞

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 浜木綿会
法人の所在地	和歌山県田辺市新庄町 2 0 6 番地 1
法人の連絡先	0739-22-8451 ・ 0739-34-3251
代表者氏名	理事長 山本 真大
設立年月日	平成元年（1990 年）9 月 1 日
定款の目的に定めた事業	認定こども園の経営
事業の目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児期の教育・保育を行うほか、満 3 歳以上の子どもに対し幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう、教育を行うことを目的とします。
保育理念	入園園児の心身ともに健やかな育成のため、最低基準を超えた設備及び運営の向上に努めます。また、児童福祉施設として「一人一人にとっての幸せ」を追求し、経済状態等にかかわらず、すべての子どもに分け隔てなく質の高い保育・教育を行い、入園園児、保護者及び地域への社会的責任を果たします。その際、よりよい「家庭環境」を支援するために利用される方に対して最善を尽くすことを誇りとします。

2 特定教育・保育を提供する施設について施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園							
名称	NUKU森の丘こども園							
所在地	和歌山県田辺市新庄町 2 0 6 番地 1							
施設の連絡先	0739-22-8451 ・ 0739-34-3251							
施設長氏名	園長 原口 則子							
認可又は認証年月日	令和 3 年 4 月 1 日							
教育・保育目標	<p>私たちの目指す「素晴らしい子ども」とは、健康で、頭がよくて、幸せで、社会性があり、情緒が安定していて、道徳的で、好奇心に満ちた、愛される子どもです。</p> <p>自分を大切にし、人を大切にする子どもとなるように、子ども自身が本当に心から満足して遊べる保育を目指します。</p>							
利用定員	年齢区分	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
	1 号	－ 人	－ 人	－ 人	4 人	5 人	5 人	14 人
	2 号・3 号	9 人	12 人	12 人	12 人	13 人	13 人	71 人
	合計	9 人	12 人	12 人	16 人	18 人	18 人	85 人
取扱う保育事業の種類	延長保育事業、預かり保育事業、子育て支援事業							
第三者評価の概要	実施していません							
開設年月日	<p>紀南幼稚園開設：昭和 39 年 11 月 16 日</p> <p>扇ヶ浜保育所開設：昭和 45 年 10 月 1 日</p> <p>扇ヶ浜保育所民間委譲：平成 2 年 4 月 1 日</p>							

3 施設の概要

敷地	3,989 m ²		
建物	鉄骨造 地上2階建 989.48 m ²		
施設の内容	乳児室	46.21 m ²	1室
	調乳・沐浴室	17.98 m ²	1室
	保育室	42.00 m ²	2室
	保育室	47.00 m ²	3室
	子育て支援室	20.25 m ²	1室
	調理室、検収	56.04 m ²	1室
	遊戯室（ホール）	142.50 m ²	1室
	一時預かり室	34.20 m ²	1室
	職員室	74.11 m ²	1室
	その他	373.19 m ²	
設備の種類	太陽光発電設備、組立式プール		
安全保障	日本スポーツ振興センター 災害共済給付 施設賠償責任保険		
その他	園庭 1,564 m ² 幼児用総合遊具、乳児用総合遊具		

4 職員体制

職種	常勤	非常勤	合計
園長	1人		
副園長	1人		
主幹保育教諭	1人		
指導保育教諭	1人		
保育教諭	12人	6人	

保育士		1人	
調理員		4人	
運転手		2人	
事務員	1人		
計	17人	13人	30人

5 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日～金曜日	
保育時間	教育標準時間	09時00分～15時00分（06時間）
預かり保育	保育時間	朝：07時30分～09時00分
		夕：15時00分～19時00分
		土曜：07時30分～19時00分
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日	
	年末・年始（12月29日～01月03日）	
	夏季（08月01日～08月25日）	
	冬季（12月25日～01月07日）	
	春季（03月25日～04月08日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日 ～ 土曜日	
保育時間	保育標準時間	07時30分 ～ 18時30分（11時間）
	保育短時間	08時30分 ～ 16時30分（08時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時30分 ～ 19時00分
	保育短時間	朝：07時30分 ～ 08時30分
		夕：16時30分 ～ 19時00分
休園日	日曜日、国民の祝日	
	年末・年始（12月29日～01月03日）	

6 利用料等

別表参照

7 支払方法

月額保育料 主食費・副食費 スクールバス代 教具用品、絵本代 預かり、延長保育費用等	原則口座振替払（毎月月末締め 翌月20日に引落し。）にてお願いしております。 口座振替払の申し込みが間に合わなかった場合等、現金払にてお願いいたします。
施設維持費 入園手数料	当日現金払にてお願いしております。
保護者会費	原則口座振替払（毎月月末締め 翌月20日に引落し。）にてお願いしております。 口座振替払の申し込みが間に合わなかった場合等、現金払にてお願いいたします。

○滞納があった場合の取扱について

上記に掲げる保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただきます。

8 提供する特定教育・保育の内容

子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供します。
--

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなどにより食べられないものがありましたら、事前に御連絡ください。御相談の上、除去するなどの対応をとりますが、調理設備等の都合により「完全除去」には対応できませんのでご了承ください。
衛生管理等	調理師及び調乳担当保育士は、毎月検便を行っています。 毎年1回、特定給食施設等調査指導を受けております。 （直近年度 指導事項なし）

9 年間行事予定

別紙年間行事予定表のとおり

10 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】：施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】：市が行う利用調整による
利用決定	利用承諾書による
退園理由	1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

11 こども園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 又は登園時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、9時までに御連絡願います。 出席確認と給食人数確認の為、ご協力をお願いします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、お迎え予定時刻までに御連絡願います。 体調がすぐれない時等、少しの時間であればご連絡せずに待たせて頂く場合等があります。
迎えの方が予定と変わる場合	登園の際、口頭もしくは連絡帳で伝えるか、急に変更になるときは、必ず電話連絡をしてください。 連絡がない場合は、お迎えに来られてもお子さんを引き渡すことができない場合がありますのでご了承ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	別紙、感染症一覧表に記載の感染症にかかった場合は、登園の目安をご理解頂き、登園停止期間を経過してから登園してください。 他の園児や職員への感染拡大予防にご協力ください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園を控えてください。元気がない、機嫌が悪い、食欲がない、24時間以内に37.5度以上の熱が出ていた等の症状がある時は登園を控えてください。
投薬について	医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき投薬を行うことができます。 与薬依頼書を記載頂き、処方薬の説明書と共に職員に“必ず手渡し”をお願いします。 バス通園の場合も、添乗の職員に手渡しをお願い致します。
延長保育が必要な場合	毎年度4月に「預かり保育・延長保育・土曜保育希望確認書」にてお申し込みください。 職員配置とおやつ人数確認の為、ご協力をお願いします。
土曜保育が必要な場合	毎年度4月に「預かり保育・延長保育・土曜保育希望確認書」をご提出の上、毎週木曜日19時までに土曜保育のお申し込みをご記入ください。 職員配置と給食人数確認の為、ご協力をお願いします。

12 学校医・嘱託医

医療機関等の名称	赤ちゃんこどものクリニック Be
学校医名	番 浩
所在地	田辺市たきない町 32-6

電話番号	0739-33-7918
------	--------------

13 学校医・嘱託眼科医

医療機関等の名称	よしい眼科
学校医名	吉井 稔章
所在地	田辺市上の山一丁目 14-34
電話番号	0739-33-7080

14 学校歯科医・嘱託歯科医

医療機関等の名称	坂本歯科医院
学校歯科医名	坂本 一彦
所在地	田辺市中屋敷町 24-11 自在館 2F
電話番号	0739-24-8888

15 学校薬剤師・嘱託薬剤師

医療機関等の名称	田辺市学校薬剤師会 副会長
薬剤師名	山下 真経
所在地	田辺市あけぼの 55-8-2
電話番号	NUKU 森の丘こども園までご確認ください

16 緊急時の対応方法

<p>(1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、学校医又は主治医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。</p> <p>(2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。</p>
--

【管轄する消防署】

消防署名	田辺市消防本部
所在地	和歌山県田辺市新庄町 46 番地の 119
電話番号	0739-22-0119

【管轄する警察署】

警察署名	田辺警察署
所在地	和歌山県田辺市上の山一丁目 2 番 15 号
電話番号	0739-23-0110

17 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更) 届出書	田辺市消防本部 令和 6 年 2 月 27 日届出 防火管理者 氏名 山本 真大
避難訓練	火災、地震及び津波を想定した避難訓練 (月 1 回) を実施します。
防災設備	自動火災報知設備・火災通報設備・非常警報設備

避難場所	第1避難場所	NUKU 森の丘こども園 第一園庭
	第2避難場所	NUKU 森の丘こども園 第二園庭
緊急時の連絡手段	電話、園内 SNS (LINE BAND) 、Facebook での情報提供 等	

18 保育内容に関する相談・要望・苦情

(1) 本園相談・苦情担当

ご利用相談窓口	・受付担当者	岩見 絵理子
	・ご利用時間	9時00分～17時00分
	・TEL	0739-22-8451
	・FAX	0739-34-3251
担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。		
相談・苦情解決責任者	峯 千 恵 子	TEL 0739-22-8451
		役職・肩書等 園長代理
第三者委員	片 山 純 一	TEL 0739-25-3881
		役職・肩書等 会社員

【要望・苦情等への対応方法】

要望・苦情等の内容を受付けた場合には、要望・苦情等の内容を記録し、必要な改善を行い、市に報告をします。

【本園以外に、区市町村の相談・苦情窓口があります。】

ご利用相談窓口	田辺市 子育て推進課 保育係
	所在地 和歌山県田辺市高雄1丁目23-1
	TEL 0739-26-4904

19 賠償責任保険の加入状況

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険金額 (補償限度額)	負傷：医療費総額5,000円以上で医療保険並の療養費 疾病：医療費総額5,000円以上で医療保険並の療養費 障害：88万円～4,000万円 死亡：3,000万円

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	損保ジャパン日本興亜株式会社 施設賠償責任保険 施設等の構造上の欠陥や管理の不備による事故や行事等での不注意による事故等
保険金額 (補償限度額)	1名につき 身体100,000千円 1事故につき 身体500,000千円、財物50,000千円

20 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除く他、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

21 保護者会について

年 2 回の保護者会総会や、年 2 回程度の保護者会行事を予定しています。

こども園からは行事やできごと、今後の予定、理事会の内容等についてお知らせしています。

また、保護者の皆様から御意見もいただく場としています。

22 園からのお願い

子どもの最善の利益と幸福を優先する為に、0 歳から就学前の子どもたちの心身の発達について、同じ情報を持ち、互いに理解・協力し合って教育・保育を進めていきたいと思っています。

子どもたちは、たくさんの人に出会い、たくさんの人に愛され、認められ、自己肯定観を持つ意欲的な人格が育っていきますので、ご家庭と NUKU 森の丘こども園が一体となって、子育てができればと思っています。

■本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・ 園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・ 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
- ・ 個人情報保持のため、園児、行事や園内写真等のインターネット上への掲載は厳禁です。各ソーシャルメディア等の利用規約を十分に検討した上で、公開範囲などに十分注意してください。

23 その他

子育てに悩みはつきものです。

決して「自分だけが思うようにできない」と考えず、「だれかに聞いてほしい！」「こんな時はどうすればいいの？」、と言う時はお気軽に職員にご相談ください。

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用にあたっての詳細な留意事項等については、別途本園が作成する入園のしおり・パンフレットにおいて提示するものとし、他に児童票、連絡先カード等に記入して提出をお願いいたします。本園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園名：NUKU 森の丘こども園

説明者 職名：園長 氏名：原 口 則 子

1. 特定負担額（いわゆる上乗せ徴収）

【別表】

	費目名	対象児童										改訂前金額	改定後金額	徴収理由及び金額の根拠
		1号認定				2・3号認定								
		満3歳	3歳	4歳	5歳	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			
1	施設維持費	○	○	○	○							入園時のみ 30,000円	入園時のみ 20,000円	施設や遊具の維持管理に必要な費用
2	入園手数料	○	○	○	○							入園時のみ 2,000円	変更なし 2,000円	入園受入準備に必要な費用
3	満3歳未満児保育料	○	○	○	○							月額 27,000円	月額 30,000円	満3歳児で入園予定の誕生日前日までに保育を利用する費用

2. 実費徴収

1	制服ジャケット		○	○	○			○	○	○	新設	6,900円	入園時に園よりプレゼント（途中退園時のみ返却）
2	制服ズボン又はスカート		○	○	○			○	○	○	新設	5,000円	入園時に園よりプレゼント（途中退園時のみ返却）
3	体操服半袖ポロシャツ		○	○	○			○	○	○	新設	3,200円	
4	体操服ハーフパンツ		○	○	○			○	○	○	新設	2,300円	
5	通園用カバン		○	○	○			○	○	○	新設	4,700円	
6	給食主食費		○	○	○			○	○	○	月額 500円	変更なし 月額 500円	
7	給食副食費		○	○	○			○	○	○	月額 4,500円	変更なし 月額 4,500円	
8	スクールバス代	○	○	○	○		○	○	○	○	月額 距離に応じて算定	変更なし 距離に応じて算定	1,000円～ 車両管理費、燃料費、安全対策費及び保険等
9	保護者会費	○	○	○	○	○	○	○	○	○	月額 500円	変更なし 月額 500円	保護者会運営費用
10	絵本代		○	○	○			○	○	○	月額 300円	月額 400円	差額は園負担
11	UVガード帽子	○	○	○	○		○	○	○	○	1点 1,080円	変更なし 1点 1,080円	
12	名札	○	○	○	○		○	○	○	○	新設	1点 130円	
13	製作帳			○	○				○	○	1点 430円	変更なし 1点 430円	
14	お道具箱		○	○	○				○	○	1点 550円	変更なし 1点 550円	
15	ハサミ		○	○	○				○	○	1点 460円	変更なし 1点 460円	
16	粘土ケース		○	○	○				○	○	1点 350円	変更なし 1点 350円	
17	粘土板		○	○	○				○	○	1点 490円	変更なし 1点 490円	教具用品購入申込書にて注文
18	粘土ヘラ		○	○	○				○	○	1点 250円	変更なし 1点 250円	
19	粘土		○	○	○				○	○	1点 490円	変更なし 1点 490円	
20	のり		○	○	○				○	○	1点 210円	変更なし 1点 210円	
21	自由画帳		○	○	○				○	○	1点 230円	変更なし 1点 230円	
22	ダブルマーカー		○	○	○				○	○	1点 950円	変更なし 1点 950円	
23	クレパス		○	○	○				○	○	1点 720円	変更なし 1点 720円	
24	教育充実費 0～2歳	○				○	○	○			新設	月額 700円	クラス絵本、お誕生日カード等の教具費等
25	教育充実費 3～5歳		○	○	○				○	○	新設	月額 1,200円	0～2歳理由および英会話、茶道等の講師料や園外保育料等

※上記、特定負担額・実費徴収額の月額料金は、食材購入計画、仕入れや資材準備等の関係により月額徴収

※園より貸与や支給する物品の紛失・破損等による2個目以降の手配は実費

3. 一時預かり・延長保育等に関する利用者負担

1	一時預かり利用料	○	○	○	○						30分あたり 50円	変更なし 30分あたり 50円	
2	夏冬春季保育利用料	○	○	○	○						30分あたり 50円	教育時間 9:00～15:00 無償	教育時間外は一時預かり利用料がかかります。
3	延長保育利用料					○	○	○	○	○	30分あたり 50円	変更なし 30分あたり 50円	